

静岡県公認心理師協会会則

第1章 名 称

- 第1条 本会は静岡県公認心理師協会と称する。
- 2 本会の設立年月日は平成4年4月12日とする。
- 3 本会は事務局を静岡県青少年会館内（静岡県静岡市葵区田町1-70-1）に置く。

第2章 目的及び事業

- 第2条 本会は会員の自治によって「公認心理師」及び「臨床心理士」の職業倫理の向上、ならびにその資質と技能の向上を図り、もって人々の心の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1)心理臨床の健全な発展とその普及に関する諸事業
 - (2)会報の発行
 - (3)相互研修のための研修会
 - (4)総会及び大会（研修会）
 - (5)日本臨床心理士会をはじめ関連諸団体及び諸学会の主催する諸事業についての協力と発展に資するための諸事業
 - (6)その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

- 第4条 本会は正会員、名誉会員ならびに賛助会員によって構成する。
- 第5条 「公認心理師」または公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する「臨床心理士」で、原則として静岡県内に在住または在勤する者とする。
- 第6条 正会員になろうとする者は所定の入会申込書に記入し、理事会の承認を経た上で、入会金ならびにその年度の会費を納める。
- 第7条 名誉会員は本会の運営に功労があった者で、理事会の推薦のあった者とする。
- 第8条 正会員は「静岡県公認心理師協会倫理規程」「静岡県公認心理師協会倫理綱領」を遵守するものとする。
- 第9条 正会員は会員登録に際し、自らの所属する職能領域ならびに関心のある本会会則に定める委員会を任意に選択して登録する。
- 2 職能領域は主な職能領域をひとつ選択し、副領域がある場合は、一領域を限度として登録する。
 - 3 委員会の選択は複数を希望してもかまわない。また所属や参加は強制されるものではない。
- 第10条 会員は次の事由により、その資格を喪失する。
- (1)退会
 - (2)会費の滞納が当該年度終了後2年を経過したとき
 - (3)除名となったとき
 - (4)公認心理師法第32条第1項または第2項の規定により「公認心理師」の資格を取り消されたとき
 - (5)「公認心理師」及び「臨床心理士」のいずれの資格も喪失したとき
- 第11条 会員で退会しようとする者は会長宛てに退会届を提出しなければならない。

第12条 会員が本会の名誉を著しく毀損したり、または本会の目的に違反する行為があった時、理事会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

第13条 本会の趣旨に賛同し、本会の諸事業に協力する個人または団体を賛助会員とすることができる。

第4章 会 計

第14条 本会の経理は、入会金・年会費・その他の収入からなる。

第15条 研修経費等はその都度、必要経費として徴収することがある。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 役 員

第17条 本会は次の役員を置く

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 2名
- (3)理 事 18名（理事には会長・副会長を含む）
- (4)監 事 2名

第18条 理事は正会員より選出する。

2 会長、副会長は理事の互選による。

3 監事は正会員より選出し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。但し、理事と監事は兼務することはできない。

第19条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

3 理事は重要な会務を審議する。

4 監事は会計ならびに会務を監督する。

第20条 役員の任期は2年とする。再任の場合は連続3期までとする。

2 役員に欠員が生じた場合は、理事会の議決により、次点者の繰り上げまたは細則に定める方法による役員の補充を行なうことができる。その役員の任期は前任者の残任期間とする。

第21条 役員は別に定める規定により会務に必要な交通費等の経費は本会会計より拠出する。

第6章 会 議

第22条 会議は、理事会、各委員会と大会及び総会とし、会長が招集する。

第23条 理事会、委員会は必要の都度開催し、重要な会務を審議する。

2 理事会の議長は会長とする。

第24条 理事会は委任状を含め理事の過半数の出席をもって成立する。

第25条 理事会決議は、委任状を含め理事会の出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が定める。

第26条 本会の目的を達成するため、理事会において必要とされる委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会において正会員の中から委嘱する。

3 委員会には委員長を置き、理事の中から会長が指名する。

4 委員長は、当該委員会の事務を掌理する。

第27条 大会及び総会は毎年1回開催する。

2 会長は議長を務め、予算、決算、その他の重要事項について総会で報告し承認を得なければならぬ。

第 28 条 会長は必要に応じて臨時理事会、臨時総会を招集することができる。

第 29 条 総会は正会員および名誉会員をもって構成し、3分の1以上の出席または委任状の提出で成立する。

2 総会決議は、委任状を含め総会出席者の過半数をもって決する。同数時は議長が議決する。

第7章 細 則

第 30 条 本会の事業及びその運営を明確にするために、別に細則を設ける。

第8章 会則改正

第 31 条 本会会則及び細則の改正は、総会における委任状を含めた出席者の過半数の承認を得るものとする。

附 則

本会則は平成 4 年 4 月 12 日より発効する。

本会則は平成 9 年 6 月 1 日より発効する。

本会則は平成 10 年 6 月 14 日より発効する。

本会則は平成 11 年 6 月 6 日より発効する。

本会則は平成 19 年 6 月 10 日より発効する。

本会則は平成 22 年 6 月 13 日より発効する。

本会則は平成 24 年 6 月 10 日より発効する。

本会則は平成 25 年 6 月 9 日より発効する。

本会則は平成 26 年 6 月 29 日より発効する。

本会則は平成 27 年 6 月 28 日より発効する。

本会則は平成 31 年 4 月 1 日より発効する。

細則 1 <選挙規定に関する細則>

第1条 本会会則第17条に定める理事及び監事の選出に関する諸事業を適正に実施するためにこの細則を定める。

第2条 選挙管理委員は正会員より3名を選出し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

2 選挙管理委員は理事及び監事と兼務することはできない。

3 選挙管理委員の互選により選挙管理委員長を選出する。

4 選挙管理委員は、独立を保証され、干渉を受けない。

5 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を召集し、選挙を統括する。

6 選挙管理に関する事務は、事務局がこれを補佐する。

7 委員の任期は会長より委嘱を受け、それを受理した日より次の選挙管理委員会が発足する日までとする。

第3条 選挙権及び被選挙権は、選挙期日の6ヶ月前の時点で、正会員および名誉会員の資格を有している者に限られ、選挙管理委員会はこの名簿を選挙期日の100日前までに正会員および名誉会員に送付する。

第4条 被選挙人になるには、選挙の期日の70日前までに選挙管理委員会に次の書式によって理事及び監事選挙立候補の届け出または留任希望の届け出をしなければならない。

| | | |
|----------------------------|------------|------------------|
| 理事及び監事選挙立候補の届け出または留任希望の届け出 | | |
| | | 届け出年月日 |
| | | 年 月 日 |
| 静岡県公認心理師協会選挙管理委員会委員長様 | | |
| 1 | 立候補者・留任者氏名 | |
| 2 | 所属名 | |
| 3 | 推薦別 | (1) 自 薦 : 本人の署名 |
| | | (2) 他 薦 : 推薦者の署名 |
| | | : 被推薦者の署名 |
| 4 | 役員種別 | |

第5条 選挙管理委員会は選挙期日の20日前までに立候補者氏名、選挙の期日を正会員および名誉会員に公示し、同時に投票用紙を配布しなければならない。

第6条 選挙人は、立候補者の中から理事においては5名を、監事においては2名を所定の投票用紙に無記名で記入し、選挙期日までに事務局へ郵送しなければならない。但し、同一立候補者名を連記した場合は無効とする。

第7条 当選は次の手続きで決定される。

(1) 被選挙人の首位の者から改選の定数人数までを当選とする。但し、同点の場合は抽選とする。

(2) 被選挙人が理事及び監事それぞれ定数と同数または定数に満たない場合は信任投票とし、有効投票数の過半数をもって信任とする。

第8条 役員を選出は次の手続きで決定される。

(1) 会長及び副会長の選出は、新たに選挙された理事による最初の理事会において行う。会長選挙は単記無記名投票による。投票数の過半数を得た者がいない場合には、上位2位までの得票獲得者により再度投票を行い、得票の多いものを会長とする。

(2) 副会長の選出は理事の互選による。

附 則

本細則は平成 11 年 6 月 6 日より発効する。
本細則は平成 19 年 6 月 10 日より発効する。
本細則は平成 22 年 6 月 13 日より発効する。
本細則は平成 24 年 6 月 10 日より発効する。
本細則は平成 27 年 6 月 28 日より発効する。
本細則は平成 31 年 4 月 1 日より発効する。

細則2 <入会及び会費に関する細則>

第1条 本会の入会及び会費については、会則に定められたことのほかはこの細則によるものとする。

第2条 本会会則第9条の2に定める職能領域は以下の6領域とする。

- | | | |
|------------|----------|-----------|
| (1)福祉 | (2)医療・保健 | (3)私設心理相談 |
| (4)教育相談、研究 | (5)司法、矯正 | (6)労働・産業 |

第3条 本会会則第9条の3に定める委員会は以下の12委員会とする。

- | | | | |
|-----------|-------------|------------|------------|
| (1)倫理 | (2)研修 | (3)広報・編集 | (4)産業・組織領域 |
| (5)医療保健領域 | (6)私設心理相談領域 | (7)教育・学校臨床 | (8)児童福祉 |
| (9)障害者福祉 | (10)高齢者福祉 | (11)被害者支援 | (12)災害支援領域 |

第4条 本会会則第14条に定める会費の徴収については以下のとおりとする。

- (1)正会員は当年度5月末日までに、会費として年額7,000円、新入会員は入会金3,000円を振込みによって納入するものとする。
- (2)名誉会員は年会費を納めることを要しない。
- (3)賛助会員においては、一口10,000円以上を振込みによって納入するものとする。

第5条 退会時に会費等の未納があった者の再入会にあたっては、当該年度の会費の納入の他、未納分の会費を納入するものとする。

附 則

本細則は平成11年6月6日より発効する。

本細則は平成19年6月10日より発効する。

本細則は平成20年6月8日より発効する。

本細則は平成26年6月29日より発効する。

本細則は平成27年6月28日より発効する。

本細則は平成31年4月1日より発効する。

細則3 <賛助会員に関する細則>

(適用)

第1条 賛助会員については、会則第13条および細則2に定められたことのほかは、この規定による。

(会員の資格)

第2条 賛助会員として入会しようとする者は、理事会の承認を得なければならない。

第3条 賛助会員は正会員と異なり、総会での議決権を有しない。

(除名)

第4条 賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、これを除名する。

- (1) 会則その他の規則に違反したとき。
- (2) 当会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第5条 前条の場合のほか、賛助会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が当会の指定した期日までになされなかったとき。
- (2) 理事会で決議されたとき
- (3) 当該賛助会員が死亡または解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第6条 賛助会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当会に対する賛助会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(抛出金品の不返還)

第7条 退会し、又は除名された賛助会員がすでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

(会員特典)

第8条 賛助会員は、当会又は会員に対し理事会が承認した以下の活動を行うことができる。

- (1) 会報誌の購読
- (2) 理事会の認める種講演会・行事等への参加
- (3) 理事会が承認したその他の活動

附 則

本細則は平成27年6月28日より発効する。

本細則は平成31年4月1日より発効する。